

イギリス1870年初等教育法の展開(三) ——ロンドン教育委員会の活動(上)——

浦野東洋一

もくじ

イギリス1870年初等教育法に関する一考察

——地方教育委員会制度を中心として——

(1978年9月、北海道教育大学紀要第29巻第1号)

イギリス1870年初等教育法の展開(一)

——1870年、1873年初等教育法ノート——

(1979年3月、北教大紀要第30巻第2号)

イギリス1870年初等教育法の展開(二)

——1874年、1876年初等教育法ノート——

(1981年3月、北教大紀要第31巻第2号)

《以下、本稿》

はじめに

I 教育調査及び統計

A 法律の規定と調査の経過

B 調査の結果

II 学校設置の状況

A Voluntary Schools の教育委員会への移管

B ロンドン教育委員会による学校設置

C 学校建築基準

III 学校の管理運営

A 1876年学校管理規則

B 校長および教師の採用

IV 教育課程

A 政府の教育内容政策

B ロンドン教育委員会の教育内容政策

はじめに

1870年初等教育法により設置されたロンドン教育委員会 (The School Board for London) は、1903年教育法の制定により廃止される運命をたどった。その最初の会議は1870年12月15日に、最後の会議は1904年4月28日に開催された。本稿は、この間のロンドン教育委員会の活動内容について、ロンドン教育委員会自身がその歴史を閉じるにあたって公表した最終報告書 (Final Report of the School Board for London, 1904) にもとづいて、要

約記述する試みである。

I 教育調査及び統計

ロンドン教育委員会の委員を選出する第1回選挙は1870年11月におこなわれた。定員49名に対し、135名が立候補した。初期の教育委員会選挙の多くがそうであったように、選挙の争点は学校における宗教教育の問題であり、候補者の演説には、宗教教育以外の問題についての明確な政策はほとんど含まれていなかったという¹⁾。ロンドン教育委員会の第1回会議は、1870年12月15日にGuildhallで開かれた。委員会の最初の仕事は、ロンドンの各地域にどの位の学校定員が必要かを確定することであった。

A 法律の規定と調査の経過

1870年初等教育法第67条は、大要次のごとく規定していた。

ロンドン教育委員会は、委員長 (chairman) を選出した日から4ヶ月以内に、そしてその後は少くとも年に1回教育局 (Education Department) の要求する時に、所管の地域内の初等学校 (elementary schools) 及び初等教育を必要とする子どもについて教育局が求める事項に関し詳しく述べて教育局に報告しなければならない。

ついで同第68条は、教育局が上記報告書の様式 (forms) を定める旨を定めていた。なお、ロンドン教育委員会の委員長が選出されたのは、最初の会議が開かれた1870年12月15日であった。

1870年12月23日、上記規定にもとづいて、教育局はCircular 86を発し、報告すべき事項を明示した。その主な内容は、次のごとくであった²⁾。

1. 初等教育の手段が提供されるべき子どもの数を次の区分に従い報告すること。
 - a 3才から5才まで (between the ages of three and five) の子ども
 - b 5才から13才までの子ども
2. これらの子どもの教育のために必要だと教育委員

- 会が判断する学校施設の量について、次の区分に従い報告すること。
- a すでに設置されている効果的な学校 (efficient schools)
 - b 建設が予定されているかもしくは現在建設中の学校
 3. 上記1と2の比較による、効果的な初等教育の不足量を報告すること。
 4. 学校の不足を解消するために教育委員会がとろうとしている方策について報告すること。
 5. 学校を新設する必要がある具体的な地域について報告すること。

そして、教育局への報告書の作成にあたっては、教育委員会が効果的であるかないと判断した一つひとつの学校についての詳細な情報によって証拠づけなければならぬとされた。そのために、各学校ごとの別表 (Separate schedules) が報告書に添付されなければならず、その別表には、学校名、学校の種類 (男子校、女子校、共学校、幼稚学校の別)、所在地、学校及び教室の床面積と容積、平均出席率が記載されなければならないとされていた。

以上は Circular 86 の大要である。ここから、教育局が最初からいかに総合的で厳密な調査と報告を要求したかが知られよう。

前述したように、1870年初等教育法によりロンドン教育委員会は発足後4ヶ月以内に教育局へ報告書を提出しなければならなかつたが、実際にはそれは不可能なことであった。そこでロンドン教育委員会は、教育局の要求に定められた日までに部分的にでも応えられればよいという方針でこの作業にとりくむこととし³⁾、1871年1月5日に報告書作成のための特別委員会 (Special Committee for making the Returns) を設置した。特別委員会はさっそく調査員 (Agents) を任命し、調査を開始したが、それはロンドン教育委員会が Circular 86 を受理した1871年2月1日以前のことであった。特別委員会の調査実施要領は、大要次のとくであった。

1. 調査員には、次の書類が手交される。
 - (1) 教育局、国民協会、内外学校協会等の機関や団体が掌握している各地区ごとの学校名一覧
 - (2) 各学校の教育報告書用紙
2. 各学校の教育報告書は教員が記入する。不可能な時は調査員が記入してよい。
3. 調査員から報告書用紙を受けとっていないすべての初等学校の理事者もしくは教員は教育委員会に用紙を申請すべしとの主旨の公告を、各地区の新聞、

教会や礼拝所の入口等に出す。

4. 調査員には、次の事項が指示される。
 - (1) 調査員の職務は、受けもった地区に存在している初等学校の量を明らかにすることである。通常の授業料が週あたり9ペソスを超えている学校は、調査対象から除外される。一部の生徒の授業料のみ9ペソスを超えているという学校については、9ペソス以下の授業料を払っている生徒のみを調査対象とする。Free schools, Ragged Schools, Industrial schools はすべて調査対象に含まれる。
 - (2) 学校の設立計画もしくはすでに建設中の学校についての情報を収集し、記録すること。
 - (3) 記入された各学校の教育報告書を分類、整理して教育委員会へ提出すること。

以上が実施要領の大要である。4の(1)で9ペソスという額がとりあげられているのは、1870年初等教育法第3条で、「この法律で“初等学校”とは、そこでおこなわれている教育の基本的な部分が初等教育である学校もしくは学校の部門 (department of a school) であり、かつ、生徒一人の通常の授業料が週あたり9ペソスをこえない学校もしくは学校の部門である。」と規定されていることに根拠がある。

この特別委員会は、この調査が一段落した段階で、1871年1月19日に設置されていた統計委員会 (the Statistical Committee) に吸収された。つまり、教育局への情報提供の実務は統計委員会が分担することになったわけである。そして、次の2つの点で調査の体制が強化された。第1は、首都の10地域⁴⁾それぞれに教育調査のための地域委員会が組織され、当該地域選出の教育委員をその地域委員会のメンバーに含めたことである。第2は、ロンドン教育委員会が Registrar-General や Home Secretary に対し協力を要請した結果、1871年4月2日に実施された Census を利用することが可能になったことである。

B 調査の結果

最初の教育局に対する報告書は、法定の期限日である1871年4月15日に、統計委員会からロンドン教育委員会に提出された。それは、初等教育を行っている学校数を3,130校、その収容量を370,960人と推定したものであった。人口の推定は、1861年の Census を基礎にしたもので、ロンドンの総人口を 3,258,469 人と推定していた。これらは、信頼できる基礎的なデータが不十分であり、正確な統計報告とは言えないものであった。しかしロンドン教育委員会がこの段階で、報告書に含まれている学

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

校のほとんどが efficient な学校ではない、と判断しているのは注意されてよい。

より正確な教育統計は、1871年4月2日に実施された Census を利用することによって得られた。以下は、1872年3月27日にできあがった、その報告書の大要である⁵⁾。
(1871年4月2日現在)

1. ロンドンの人口 3,265,005人
2. 3才～13才の子どもの数 681,101人
(総人口の 20.9%)

その内訳

- (a) 家庭で教育を受けているか週あたりの授業料が9ペソスを超える学校で教育を受けている者 97,307人
(上記子ども総数の 14.3%)
- (b) 施設に収容されている者 9,101人
(1.3%)
- (c) 初等学校を必要としている者 574,693人
(84.4%)

上記(c)の内訳

- | | |
|------------|----------|
| 〔通学している者〕 | 398,679人 |
| | (58.5%) |
| 〔通学していない者〕 | 176,014人 |
| | (25.8%) |

3. 上記「初等学校を必要としている者」の年令別構成は、次のとおりである。

- (a) 3才～5才の「初等学校を必要としている者」 139,095人

上記(a)の内訳

- | | |
|------------|---------|
| 〔通学している者〕 | 70,440人 |
| | (50.6%) |
| 〔通学していない者〕 | 68,655人 |
| | (49.4%) |

- (b) 5才～13才の「初等学校を必要としている者」 435,598人

上記(b)の内訳

- | | |
|------------|----------|
| 〔通学している者〕 | 328,239人 |
| | (75.4%) |
| 〔通学していない者〕 | 107,359人 |
| | (24.6%) |

4. 「初等学校を必要としている者」のうちの「通学していない者」(176,014人) の理由別内訳

- | | |
|----------|---------|
| 病気 | 14,829人 |
| | (8.4%) |
| Disabled | 2,673人 |
| | (1.5%) |

Too young	55,760人 (31.7%)
家庭内労働	9,816人 (5.6%)
家庭外労働 Half time	1,332人 (0.8%)
家庭外労働 Whole-timers	27,045人 (15.4%)
怠学・その他	64,559人 (36.6%)

ロンドン教育委員会は、上記の通学していない者の理由のうち、「病気」と「Physical Disability」は、やむを得ないものであり、上記統計のその比率も大きな変化は無いだろうと判断した。5才以下では若すぎて学校へやれぬという親の理由なし口実についても、教育委員会が就学強制の権限をもっていない以上、やむを得ないものと認めた。労働している子どもについては、全体的にみてその半数については初等学校を用意する必要があると判断した。かくしてロンドン教育委員会は、176,014人の「通学していない者」のうち、95,975人(54.5%)はやむを得ない理由なし合理的な理由があるものと認めた。

そこで、3才～13才の子どものうち初等教育の手段が講じられなければならない者の数は、「初等学校を必要としている者」574,693人から「通学していない者」のうち合理的な理由があると認められる者95,975人を差引いた数478,718人と算定された。

それでは、これだけの初等学校の必要量に対し、当時どれだけの初等学校が現存したのであろうか。前述したように、1871年4月の報告書では、現存する初等学校数は3,130校、収容力は370,960人と算定されていた。またその時点で、145校、42,273人の初等学校の新設もしくは増設が予定されていた。これを加算すれば当面の収容力を413,233人と見込むことができ、それは必要量478,718人の86.3%に相当するものであった。

こうして、現存する初等学校の量が必要量に比して絶対的に不足しているという自明の事実は統計上も裏付けられた。さら問題なのは、1871年4月の最初の報告書の時点においてすでに自覚されていたように、現存する初等学校のすべてを efficient とみなすわけにはいかなかったことである。年度はややずれるが1874年の視学官報告書から具体例を引いて、その状況をかい間見てみよう⁶⁾。

<例1>

この学校の建物は、かってはうまや(stable)であつ

た。16名が限度と思われる小さく、暗く、不格好な部屋に50名の子どもが詰め込まれている。窓はあかない。2人の婦人教師がいるが、授業らしい授業は行われていず、子どもの出席もとられていない。試験の結果は予想されるとおりで、20名の子どもが受験したが、計算のできた者は3名だけで、書き取りの成績はそれ以下であった。この学校は、できるだけ早く閉鎖された方が良い。

<例2>

次のようなことからこの学校は inefficient であると思う。すなわち、8才から11才までの生徒50名のうち、簡単な算数の試験に合格をした者は1人もいなかった。つまり、彼等の中で簡単で短い割り算が出来た者は1人もいなかった。さらに、6才から8才の生徒15人のうち、dictation でアルファベットを書くことができた者は、たった1人であった。施設の面についていえば、この学校では36名の生徒が2階の部屋に居るが、6月の晴れた日でも日光は入らず、真昼でも部屋はうす暗い。スタッフについていえば、128名の子どもに対し、教師は1名であった。

学校ごとに efficient な学校であるかないかを明らかにすることがロンドン教育委員会の重要な仕事となつたことは、1870年初等教育法の規定および Circular 86 にやらしても当然であった。このことは、国から補助金を受け HMI の査察を受けている学校についてはすぐわかることであったから、実際の調査は、それ以外の学校を中心に、HMI の協力を得ておこなわれた。その結果は、1872年3月の報告書によれば次のとおりであった⁷⁾。

1. 建物も教育も efficient である学校の数と収容力 1,149校
 312,925人
2. 建物もしくは教育のどちらかが efficient である学校の数と収容力 250校
 37,995人
3. 上記1と2を加算した学校数と収容力 1,399校
 350,920人

前述した「3才～13才の子どものうち初等教育の手段が講じられなければならない者の数」478,718人に対し、上記1の収容力の占める比率は65.4%であり、上記3の収容力のそれでも73.3%である。

そこでロンドン教育委員会は、新たに設置される必要のある学校の数量を次のように算定した。すなわち、478,718人のための学校は、平均出席者数454,783人(A)の収容を持たなければならない。他方で現在活用でき

る収容力は上記3の350,920人(B)である。したがって、平均出席者数103,863人(A-B)の収容力の学校が新たに設置される必要がある。この算定結果は、1872年3月の報告書に記載されている。

ロンドン教育委員会は、この報告書を教育局に提出するにあたり、103,863人分の学校がただちに設置されるべきだという方針はとらず、100,600人分の学校がただちに設立されることを認可する (authorise) よう教育局に要請した。勿論、100,000人分の学校を提供することでさえ、1年半や2年の間では困難だということを、ロンドン教育委員会は自覚していた。

ところで、本稿が依拠しているロンドン教育委員会最終報告書は、これまで紹介してきた1872年3月の統計数字は、Census にもとづくものであるとはいえ様々な制約から不正確さはまぬがれないし、100,600人というただちに必要な収容力の算出はきわめて政治的なものであって、現実を正確に反映したものではないことを指摘している⁸⁾。ここで「政治的」というのは、当時の政治的・財政的状況に対する配慮という意味のほかに、例えば次のようなことである。

「家庭で教育を受けているか週あたりの授業料が9ペソを超える学校で教育を受けている者」97,307人という数字は、親のいうことを何ら疑うことなく集計したものであること。病気の子ども。労働している子どもの半数。これらの子どもに対しては学校を用意しなくてもよいとして計算から除外したこと。さらに学校を efficient であると認定する仕方が非常に甘かったこと。——1876年に議会に出された報告書では、1871年にロンドンに存在した efficient な学校の収容力は262,259人にすぎない。これは1872年3月の報告書の数字350,920人より88,661人も少ない数字である。——

結局これらのことから、新設しなければならない学校の量を、実際の必要よりも低くおさえることにつながっていったというわけである。教育委員会が発足した当時、教育局は、初等学校の必要量を総人口の6分の1とする原理 (basis) を打ち出していたが、ロンドン教育委員会がこの原理を採用していた方が、現実により近い数値を算出することができたであろう、というのが1904年の最終報告書の見解である。

II 学校設置の状況

1870年初等教育法第19条は、「教育委員会は、当該学区に十分な学校を供給するために、新築その他の方法で適切な施設、設備をもつ校舎を確保すること、校舎を改良し、増築し、設備をよくすること、教育の効果を上げ

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

るための器械その他必要なものすべてを供給すること、また土地を買収しもしくは借地契約を結ぶことができる」旨定めていた。

A. Voluntary Schools の教育委員会への移管

教育委員会が発足して早期におこなわれたのが、Voluntary schools の教育委員会への移管である。1870年初等教育法第23条にもとづく措置であるが、財政上の経営難から、表1にみられるように多くの学校が移管した。1903年までの合計164校の宗派別等の内訳は、次のとおりである⁹⁾。

Church	58校
Church Ragged	7校
British	45校
Wesleyan	9校
Congregational	7校
Ragged	23校
Miscellaneous	15校

ただし、1903年までに移管された164校、収容力56,680人のうち、1903年までに148校(90.2%)、収容力48,033人(84.7%)は閉校になっている。その理由について、1904年の最終報告書は何も述べていない。

移管されたほとんどの学校が閉校になってしまったからといって、Voluntary schools が教育委員会へ移管したことの意義は小さくない。というのは、次の如き事情があったからである。すなわち、表1にみられるように移管は1871年からおこなわれている。これに対しロンドン教育委員会が自ら設置した学校がはじめて開校したのは、それよりも後日であった。つまりロンドン教育委員会は、学校の管理運営についての具体的な経験を持ちあわせていないのだから、そのことについては Voluntary schools もしくは移管された学校の管理運営から出発する以外になかったわけである。そして、よく知られているように、ほとんどの Voluntary schools は学校理事会(mangers)をもっていた。Voluntary schools が移管され始めたとき、ロンドン教育委員会は、この問題をどうするかの決定をせまられた。1870年初等教育法は、第15条で、「教育委員会は、本法にもとづくその権限の一部を、当該教育委員会が任命する3人以上の者によって構成される学校理事会(a body of managers)に委任することができる。ただし、金銭を徴収する権限は委任できない。」旨定めているだけであったからである。そこでロンドン教育委員会は、学校理事会制度の導入の方針をとり、次のように定めた¹⁰⁾。

1. 移管された学校の場合

《表1》ロンドン教育委員会へ移管した
Voluntary schools の数量

年	Efficient		Non-Efficient		合 計	
	学校数	収容力	学校数	収容力	学校数	収容力
1871年	8	1,331	2	318	10	1,649
1872	25	7,568	19	4,290	44	11,858
1873	17	5,169	3	671	20	5,840
1874	12	4,052	1	161	13	4,213
1875	5	1,585			5	1,585
1876	7	2,532			7	2,532
1877	9	3,304			9	3,304
1878	14	7,978			14	7,978
1879	3	1,274			3	1,274
1880						
1881	4	1,938			4	1,938
1882	2	799			2	799
1883	3	1,194			3	1,194
1884	5	1,580			5	1,580
1885	1	339			1	339
1886	2	404			2	404
1887						
1888	3	960			3	960
1889	1	258			1	258
1890	1	369			1	369
1891	2	1,369			2	1,369
1892	2	925			2	925
1893						
1894						
1895	3	1,592			3	1,592
1896						
1897						
1898	1	862			1	862
1899	2	1,010			2	1,010
1900	2	763			2	763
1901	3	1,201			3	1,201
1902	1	242			1	242
1903	1	642			1	642
合 計	139	51,240	25	5,440	164	56,680

注 1) 数字の空欄は移管が無かったことを示す。

2) Final Report of the School Board for London, 1904, pp.13-14 より作成。

次の8名によって構成される学校理事会をおく。

{ 4名……それまでの学校理事会が指名する。

1名……ロンドン教育委員会のメンバー

3名……学校の所在している地域から選出されて
いる教育委員が指名する。

2. ロンドン教育委員会が設置した学校の場合
- 8名により構成される学校理事会をおく。
 - 8名とも学校の所在している地域から選出されている教育委員が指名する。

ほぼ100年後のテーラー・レポート（1977年6月22日、T. Taylor）がその活性化をめざした学校理事会は、こうしてロンドンの全初等学校にとり入れられたのである。その機能等については、後述する予定である。

B ロンドン教育委員会による学校設置

ロンドン教育委員会が存在した時代の、ロンドンの人口の増大は、おどろくべきものであった。すなわち、1871年の人口は約326万人であったのが、1901年には約453万人にたっている。30年間に、127万人増加しているわけだが、この数は1901年のマンチェスターとリバプールの人口を合計したものよりも多い¹³⁾。そして、教育委員会が発足したころの、ロンドンの初等教育該当年齢の子どもの数は、年に1万人の割合で増加していた。したがって、ロンドン教育委員会は発足当初から学校建築の緊急性を自覚していたのであり、早くも1871年7月6日には、20校の新設を教育局に申請した。この20校の地域別内訳は次のとおりである¹⁴⁾。

Chelsea	1校
Finsbury	3校
Greenwich	1校
Hackney	2校
Lambeth	1校
Marylebone	4校
Southwark	3校
Tower Hamlets	4校
Westminster	1校

表2は、ロンドンの初等学校の必要量、収容力、設置計画であるが、1872年の設置計画100,600人のなかには、この第1回申請20校分も含まれている。

当初、学校の新設は予想以上に困難であった。1875年末までに合計99校、88,913人の学校が教育委員会によって新設されただけであった¹⁵⁾。表2の数字は後述するよう 必ずしも正確ではない。しかし、1882年には Board schools の収容力が non-Board schools の収容力を超え、1884年には、必要な収容力に対して現存する恒常的な収容力の占める比率は90%を超え、さらに1887年には95%を超えた。1900年には、Boards schools と non-Boards schools の収容力の比率は、ほぼ7対3となっている。「必要な収容力」の算定にあたり、当初から3才～13才の子どもを対象にしていたことも注目される。初等学校の

建築、提供においてロンドン教育委員会のはたした役割は巨大であった。1904年の最終報告書も、この点については誇り高く書いている。

さて、「必要な収容力」の調査については1874年以降、区域ごとに子どもの名簿を作成する調査員(Visitors)がおかれた。しかしVisitorsによる調査は、Registrar-Generalの調査とちがい、しばしば数ヶ月にわたる訪問による調査であった。また、Visitorsによる調査には、調査に協力しない住民に対する罰則はなく、強制力はなかった。これらの事情から、1878年においては、Visitorsからの報告は、Registrar-Generalからのそれよりも71,000人も少なかった¹⁶⁾。そこで同年、ロンドン教育委員会は、教育局の承認をえて、「必要な収容力」の算出を次的方式で行うこととした。

$$N(1+0.1)(1-0.23)$$

[ただしNはVisitorsの報告した数値]

この算式の意味は次のとくである。すなわちまず、Visitorsから報告された数値にその10%を加算する。これは、その程度の子どもが実際には調査対象からもれているとの判断による。ついで10%を加算して得られた数値からその23%を減ずる。この23%減というのは、様々な理由による欠席者を見込んだものである。

当初Visitorsは多くの困難に直面したが、仕事に慣れ、担当地域の実情に詳しくなるにつれて、その報告する数字もより現実に近くなっていた。

そうしたなかで、1881年3月8日付のロンドン教育委員会から教育局宛書簡で次のように主張されている¹⁷⁾。

最近の教育審議会の報告は、イングランドとウェールズの the public Elementary schoolsにおいて、13才以上で通学してくる者が、登録者数の4.45%におよんでいると述べている。この者とは別に、サンドン法(1876年)以来、法令の義務就学規定を満たしていない13才以上の者を強制就学させることができとなった。かくてロンドン教育委員会としては、以上の者をもはや計算外におくべきではなく、学校の必要な収容力の算出にあたり、従来23%減としていたところを20%減に変更すべきであると考える。

これに対する1881年4月9日付の教育局の返事には、次のように記されていた¹⁸⁾。

われわれは、あなたがたの23%減というのは、実際に計算された児童数からではなく、それに10%加算した仮の児童数から減じてると理解している。……そして教育局(my Lords)は、10%の加算は学校が提供される子どもの数を不当に膨張させるものと判断している。そこで次のように助言する。ロンドン教育委員

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

《表2》 ロンドンの初等学校の必要量、収容力、設置計画

年	必要な収容力 (A)	現存する恒常的な収容力			$\frac{B}{A} \times 100$	学校設置計画 (収容力)
		Board	Non-Board	合計 (B)		
1871年		* 1,101人	261,158人	262,259人		
1872	454,788人	* 28,227	249,705	277,932	61.1%	100,600人
1873	452,836	* 58,581	282,936	341,517	75.4	85,427
1874		* 99,042	283,451	382,493		62,635
1875		* 123,557	288,702	412,259		70,264
1876		* 146,074	287,116	433,190		70,267
1877		141,693	282,626	424,319		81,364
1878	517,846	175,882	274,451	450,333	87.0	96,497
1879	531,063	199,788	271,314	471,102	88.7	78,271
1880	535,869	210,057	267,989	478,046	89.2	86,209
1881	577,303	238,163	262,878	501,041	86.8	99,597
1882	593,666	264,647	263,617	528,264	89.0	90,569
1883	613,282	290,632	260,906	551,538	89.9	96,770
1884	627,236	317,418	262,075	579,493	92.4	89,005
1885	642,862	337,865	260,597	598,462	93.1	69,144
1886	655,976	358,929	260,158	619,087	94.4	67,728
1887	666,718	385,171	260,270	645,441	96.8	46,813
1888	668,220	396,703	262,022	658,725	98.6	48,872
1889	686,620	404,462	262,270	666,732	97.1	41,772
1890	688,057	407,985	260,449	668,434	97.1	59,945
1891		415,719	258,329	674,048		57,983
1892	707,342	422,648	256,266	678,914	96.0	57,028
1893		436,193	258,604	694,797		54,301
1894		458,143	257,652	715,795		47,167
1895	723,074	473,053	255,721	728,774	100.9	58,692
1896	728,845	483,077	256,863	739,940	101.5	63,827
1897	734,770	494,555	257,527	752,082	102.4	54,762
1898	728,882	510,388	257,124	767,512	105.3	52,867
1899	784,590	521,826	224,360	746,186	95.1	47,837
1900	781,553	531,494	221,387	752,881	96.3	51,619
1901	791,053	538,342	221,121	759,463	96.0	50,241
1902	787,768	549,482	218,376	767,858	97.5	51,762
1903	784,355	554,198	217,088	771,286	98.3	59,780

注 1) *印の数字には、臨時の校舎の収容力も含まれている。1877年の同欄が減少しているのはこのためである。

2) (A)欄が空欄の年には、当該調査がおこなわれなかった。

3) Final Report of the School Board for London, 1904, pp. 30-31 より作成。

会は、将来的には、10%の加算を廃止し、かつ、13才以上の子どもの就学等諸般の事情を考慮し、12.5%を減ずることとすべきである。

ロンドン教育委員会は、教育局のこの助言を受け入れた。すなわち1818年以降、「必要な収容力」の算式は次のようにになった。

N(1-0.125)

その後、1888年頃、この算式の修正を求める機運が生じたが、実際に修正されたのは1899年のことである。すなわち、1898年12月9日付のロンドン教育委員会から教育局宛書簡で次のように主張された¹⁷⁾。

1883年に、13才以上で初等学校に通学している子どもは、16,644人、3才～13才の子どもの2.3%であったのが、1898年にはそれぞれ52,717人、6.3%に増大

した。ロンドン教育委員会の見解では、貧富の差にもとづく地域差はあるが、この数値は必ず増え続ける。ロンドン教育委員会は、その比率が2.5%を超えた場合には、学校の必要量を算出するさい、その実数を加算すべきであると考える。

これに対し、教育局は、14才以上の子どもの初等教育は考慮しないという態度であり（1899年1月10日付ロンドン教育委員会宛書簡）、これに対しロンドン教育委員会は、教育局にも教育委員会にも14才以上の子どもを初等学校からしめたす権限はないはずであると反論した（1899年2月17日付教育局宛書簡）。その結果、教育局はロンドン教育委員会の提案を受け入れた（1899年2月27日付ロンドン教育委員会宛書簡）。かくて1899年以降、ロンドン教育委員会は、13才以上で初等学校に通っている子どもの数を、必要な収容力の算定基礎に加えることとなった。

表2の「必要な収容力」の欄の数値が、1899年に急に増加しているのは、上記算定方式の変更のためである。なお表2の「現存する恒常的な収容力」の「Non-Board」の欄の数値が1899年に急減しているのは、上記算定方式の変更とは関係はない。それは、グレードIV～VIIの生徒の Senior Departments の収容力の算定にあたり、従来基準面積を生徒1人につき8平方フィートとしていたのを、1899年から10平方フィートに変更したためである。従来の算定方式だと、同年に減少した量は2,269人となる¹⁸⁾。

ついで、1901年には、就学免除の上限が13才から14才に引き上げられたことに伴い、「必要な収容力」の算定方式が次のように改められた。すなわち、まず初等学校に通うことのできる3才～14才までのすべての子どもの名簿を作成する。ついでその数から12.5%を減じ、そのうえで現に初等学校に通っている14才以上の者の数を加算する。

表2の「必要な収容力」の欄の数値が、1901年に急に増加しているのは、上記算定方式の変更のためである。

以上のような算定方式の変化は、ロンドン教育委員会が、学校の建設により積極的になっていったことを物語っているように思える。そのことはまた、表2の「現存する恒常的な収容力」の「Board」の欄の数値の増加にもあらわれているといえよう。

C 学校建築基準

1871年から1903年9月29日までの間に、ということは事実上それが存在した期間に、ロンドン教育委員会が permanent day schools 用に購入した敷地は531ヶ所、そ

の購入費は3,832,818ポンド、購入事務経費は522,192ポンド、その全面積は21,502,562平方フィート、1校ごとの平均面積は40,494平方フィートであった¹⁹⁾。この数値には、当然のことながら、移管された Voluntary schools の敷地面積等は、含まれていない。初期の学校敷地はしばしば大変狭いものであったが、1902～03年度の新設校の平均敷地は1.25エーカーであり、平均敷地面積が広くなっていることが知られる。

初期の学校用地は狭いものであったとはいえ、それは現実の結果であって、学校建築の理念までがそう貧しいものではなかったわけではない。ロンドン教育委員会が1872年4月24日に採択した「学校の建築および整備について的一般基準」²⁰⁾の一部要旨は、以下のとおりである。

（序論）

1. 校舎の設計にあたっては、床面積だけではなく、教室と他の部屋との位置関係、教室の形状、ドア、窓、暖炉の位置、廊下の配列や机の並べ方も収容力に関係することに留意すべきである。
2. 校舎の設計にあたっては、出来あがった校舎が計画的に活用できるという観点が重要であり、そのためにはまず New Code 1872 が参照されるべきである。
3. New Code 1872 は、Infant の段階を除き 6.5 才もしくは 7 才からの 6 学年編制 (six grades or "standards") を採用している。
4. New Code 1872 は、教員と生徒との比率を次のように定めている。すなわち、1人の certificated teacher プラス 1人の pupil teacher で60人の生徒を教える。これに生徒40人が増すごとに1人の pupil teacher が、また生徒80人が増すごとに1人の assistant certificated teacher または 2 人の pupil teachers が加算される。
5. 生徒は、可能な限り separate classrooms で教えた方が効果的である。
6. 設計にあたっては、教育上の利便だけでなく、完成後の維持費についても考慮すること。しばしば修理が必要となる素材や構造は避けなければならぬ。
7. 子どもの編制については、次のように考えて設計するのが便宜である。

Infant department	……子ども全体の15分の6が該当
Junior department (I～III standards)	……子ども全体の15分の5が該当
Senior department (IV～V standards)	

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

- ……子ども全体の15分の4が該当
8. New Code 1872に従い、地価が特別に高い場合は別として、敷地面積は1,200平方ヤード以上でなければならず、また静かで健康な場所にあり、子どもたちの住居から近くに位置しなければならない。
(一般的な建築基準)
 1. 鉄もしくは木材による建築は、許可されない。
 2. 学校もしくは官舎の外壁全部がレンガである場合、その厚さはレンガ1枚半以上でなければならぬ。石材の場合、その厚さは20インチ以上でなければならない。
 3. 部屋の壁の高さは、14フィート以上とする。
 4. 窓の下枠の高さは、少なくとも床から4フィートとする。窓は原則として透明ガラスとする。
 5. 教室が通路の役割を果すように設計されてはならない。教室のドアの上枠は、監視できるように透明ガラスでなければならない。
 6. W.C. (Water closets) および W.C. への通路は、常に男女別でなければならない。Infants用のW.C.も別でなければならない。W.C.は校舎の外にあり、通路は舗装されていることが望ましい。W.C.の数は、生徒100人につき2以上でなければならない。教師用のW.C.は別に設けられなければならない。
 7. 部屋の外側に porch を付設しなければならない。
 8. 洗面所 (lavatories) は、校舎の外にあってはならない。冷水のみ出ればよく、洗面台 (basins) は多数なければならない。生徒100人につき4台もあれば十分であろう。
 9. 学校理事会の部屋 (A Managers' room) を設置するものとする。
 10. 敷地が広いときは、Infants用、男子用、女子用の3つの運動場を設けるものとする。
 11. 正面入口は、校舎からできるだけ遠いところにすること。敷地が2本以上の道路に面しているときは、男子用入口を正面入口とはちがう場所にすること。
 12. 階段には必ず石材など耐火性の建材を用いるものとする。
 13. 校舎は原則として2階以下とする。3階以上の校舎は、例外的な場合にのみ限られる。
 14. 用務員 (caretaker) に、2部屋以上の住宅を提供する必要があろう。
(Infant Schools)
 1. 単独校の場合、Infant schoolは1階になければならない。

2. 広い運動場を必ず置かなければならない。
3. 児童数120名以下の Infant school は望ましくない。1校の児童数の上限は240名とする。
4. babies のための教室と、それよりも大きい児童のための教室を置かなければならない。
5. schoolroom と classrooms の面積の合計は、子ども1人につき9平方フィート以上なければならない。
(Graded Schools)

1. 7才以上の子どもは、次のように編制するものとする。

Junior Mixed School
…… I～IIIの standards の子ども

Senior Schools
…… IV～VIIの standards の子ども

学級の生徒数については、I～IVの standards では40名が望ましく、それ以上の standards では、より少ない人数が望ましい。

2. 同時に全員が集合できる general schoolroom を設けるものとする。その広さは、条件に応じ、子ども1人あたり4平方フィート以上とする。
3. 大規模校では、2つの double classrooms を置くものとする。double classrooms とは、取りはずしのできる仕切壁で2教室に仕切ることのできる教室のことである。広さは子ども1人あたり8～9平方フィートとする。
4. 可能ならば、男女が別々の時間に利用できる大教室を付置するものとする。この大教室は Drawing class として活用できるように、窓を高くし採光を良くすること、塑造物、彫像などを置けるようにすること。

5. schoolroom の最も適した幅は18～22フィードである。schoolroom の採光は背後からとし、かならず換気口を設けること。classroomは、ベンチと長机を5列に並べられる広さであること。classroom の採光は、可能ならば主として横側からとすること。

6. ベンチと長机の幅は、生徒1人につき20インチの余裕が必要である。そうでないと狭苦しくて字が書けない。

Junior Schools には、全生徒の半数を同時に集合させ集団的に教育をおこなうことのできる gallery を設けること。Senior schools には、一般的にこの種の gallery は必要ない。

ベンチと長机はすべての生徒に必要であり、年齢に応じて高さのちがうものが用意されなければならない

ない。机はわずかな傾斜をもち、椅子は背 (backs) のあるものとする。

以上、「学校の建築および整備について的一般基準」の興味をもたれる部分を要約した。ロンドン教育委員会は、この基準にもとづき表3のように新設校の設置をすめたのであるが、当初は学校建築の専門家がいたわけではなく、基準じたいがおおざっぱなものであり、なによりも敷地が狭く、欠陥のある学校がほとんどであった。その欠陥の具体的な例として、次のことが指摘されている²¹⁾。

1. 階段が長く、急で、狭く、暗い。
2. cloakroom が全く無いか不足している。
3. 教室が適切な規模ではない。
4. 採光が悪い。
5. ほとんどの教室が通り抜けできる。
6. 敷地が狭く、運動場は全く不十分である。

しかし、経験を重ねるにしたがい、基準も改善され、良い学校が建築されるようになっていった。当初の校舎も改築され、ロンドン教育委員会の学校の建物の水準は、Voluntary schools のそれを完全にしのぐことになった。

《表3》 ロンドン教育委員会が新設した学校の開校年

年	学校数	年	学校数
1873	16	1889	3
1874	49	1890	4
1875	28	1891	4
1876	30	1892	6
1877	35	1893	17
1878	13	1894	10
1879	20	1895	2
1880	12	1896	10
1881	25	1897	9
1882	17	1898	10
1883	15	1899	9
1884	19	1900	9
1885	32	1901	10
1886	15	1902	6
1887	15	1903	13
1888	6	計	469

(注) Final Report of the School Board for London, 1904, p. 41 より作成。

III 学校の管理運営

ロンドン、ひいてはイギリスの学校の管理運営で特徴的なことは、前述したように学校理事会制度の存在である。

A 1876年学校管理規則

從来から Elementary Voluntary Schools の学校理事会は、教育令 (Code) の規定および視学官を通じてなされる教育局の要求に従い、かつ視学官の助言を受けて、学校を管理していた。各学校は独立した組織であって、学校理事 (Managers) はその official governors であった。そして、その職務は次のごとくであった²²⁾。

1. 学校の維持に責任を負うこと。
2. 支出 (current expenses) に必要な資金をあつめること。
3. 国庫補助金および子どもの授業料を領収すること。
4. 教員を採用し、賃金を支払うこと。
5. 図書および教具 (apparatus) を選定すること。
6. カリキュラムを統制すること。
7. 学校の一般的な管理業務を行うこと。

1870年法によって、所管する学校の管理に法的に責任を負うこととされたロンドン教育委員会は、みずから管下の学校の管理を効果的に行なうことは期待すべくもなかった。そこで、上記のような Voluntary Schools の学校管理から類推する以外になかったロンドン教育委員会は、1870年法第15条にもとづき、1871年5月10日に、次の方針を決定した²³⁾。

ロンドン教育委員会は、その所管するすべての学校について、学校理事を任命し、適当な制限のもとで権限を委任する。

誰を学校理事に任命するかということが決定的に重要であり、Voluntary Schools の理事であった者を一定の割合で任命することが無難である。

理事に任命される人物は、可能なら、当該学校の所在する地域の利害関係に多少詳しく述べ、教育委員会の許可を超えて支出された額については、個人的に責任をとる用意のある者とする。

教育委員会が任命する理事の職務は、Voluntary Schools の理事の職務と似ているが、次の点で異なる。

- (1) 寄附をおこなった者に対してではなく、教育委員会に対して責任を負うこと。
- (2) 職務を怠り、もしくは法令に違反した場合は、いつでも解雇されること。

学校理事は、Secretary および Treasurer を各1名互選するものとする。

教育委員会の所管する学校理事の職務は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 定期的に学校を訪問すること。
- (2) 机、地図、図書、教具が適切に備えられている

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

か監視すること。

- (3) 必要な物品購入の許可を、教育委員会から得ること。
- (4) 業者の請求書をすべて受け付け、教育委員会に送付して支払を求めるここと。
- (5) 生徒によって支払われた授業料を教師から受領し、教育委員会に納付すること。
- (6) 教師の採用および解雇について、教育委員会に勧告すること。
- (7) 授業料の減額もしくは免除の申し出について検討すること。
- (8) 当該地域に適する特別教科について、教育委員会に勧告すること。
- (9) 当該学校の一般的効率について、定期的に教育委員会に報告すること。
- (10) 別に制限がある場合を除き、常に教育委員会の代理者として行動すること。

以上の方針が採択された時点では、まだ教育委員会管下の学校は1校も存在していなかった。Voluntary Schools の移管が始まるのは1871年6月以後であり、ロンドン教育委員会が設置した学校が最初に開校したのは、1873年7月7日であった。基本的には Voluntary Schools の理事と同様の職務権限を与えようとした上記方針は、まさに現実に適用されはじめようとする時点から、その権限を縮少する方向で修正が加えられ始めた。

まず1871年10月に、ロンドン教育委員会は²⁴⁾、教師の採用および給与の決定は自己の権限であることを明確にした。当時の学校理事は誰を教師に採用するかということとその者の給与について教育委員会に勧告するのが常であった。これに対しロンドン教育委員会は最初から、若すぎる、資格が不足している等の理由でしばしば勧告された者の採用を拒否し、高すぎる給与勧告も拒否した。そして1872年には、教師の統一給与表を採用し、また、学校時間と休日を統一して定めた。これらのこととは、昔からの学校理事のイメージからすれば、学校理事の権限を弱めることであった。

ついで1873年頃から、ロンドン教育委員会は、図書、地図、教具等の供給の契約に介入するようになり、統一規格の机の供給も行うようになった。それは、財政上の節約のためにあったが、他面では専門職員を採用して教育委員会事務局を強化したことの結果でもあった。その後この路線は徐々に強化され、1897年以降は、時計などの少数の物品を除けば、学校が購入する物品はすべて共同購入となつた²⁵⁾。校舎および諸設備の修繕も、ロンドン教育委員会専属の職人によって行われるようになっ

た。

学校理事の職務権限ないし影響力の縮小をもたらしたいまひとつ重要なことがからは、校長の教育上の地位の向上であった。これは、教育局とロンドン教育委員会が、次のような政策を追求した結果であった²⁶⁾。

- (1) 理事ではなく校長が、国の法令および教育委員会の規則に従い、図書を選びカリキュラムを定めるものとする。
- (2) 校長の自由を尊重することにより、官僚支配 (official rigidity) への安全弁として個々の学校の自由を確保する。
- (3) 理事は、学校が義務違反をおこさないよう監視し、有益な影響力を行使することが期待されるが、カリキュラムについて命令するという権限は有しない。

以上のように、理事の職務権限は、人的管理（教員人事・給与）の面においても、物的管理（物品購入）の面においても、教育管理（カリキュラム）の面においても、縮小の道をたどったのであるが、理事の仕事は無くなり、従来にくらべてひまになったというわけではなかった。大都市の生活において初等学校の機能が増大するにつれて、大部分の理事は、次のような分野で指導的な役割を果すようになり²⁷⁾、新しい職務が加わったと同様の結果になったからである。

- (1) School Clubs の組織化
- (2) スポーツの組織化
- (3) 遠足の企画、実施
- (4) Savings Banks の組織化
- (5) Children's Country Holiday Funds の組織化
- (6) 食事や衣服の供給による貧困児童の救済

こうした動向のなかで、1876年にロンドン教育委員会は、学校管理規則 (The School Management Code) を制定した。そこでは、学校理事の主要な職務は、次のように定められている²⁸⁾。

- (1) 校長、教師、pupil-teacher、用務員 (school keeper) として採用すべき人物を、教育委員会に推せんすること。
 - (2) 都合がよい時には、いつでも学校を訪問すること。
 - (3) 規則に従って教育が行われているかどうか監視すること。
 - (4) 定期的に教師の報告書を点検すること。
 - (5) 授業料の額について勧告すること。
 - (6) 教育委員会の財産を、一般的に監督すること。
- 教育委員会の代理者として行動する者とまで学校理事

を位置づけた1871年5月10日の方針にくらべて、5年後のこの規則での位置づけは、相当に低められていると明言できよう。

B 校長および教師の採用

1876年学校管理規則の制定後も、学校理事会の構成等について、何度か検討が加えられ修正された。

前述したように從来学校理事会は8名の理事で構成するとされていたのが、1882年に次のように変更された²⁹⁾。

- (1) 1校を管理する学校理事会は、12名以内の理事で構成する。
- (2) 複数の学校を管理する学校理事会の場合は、20名以内の理事で構成する。
- (3) 理事に欠員が生じた場合、他の在任中の学校理事は、当該地域選出の教育委員に対し、考慮すべき候補者を指名することができる。

ついで1887年に、ロンドン教育委員会は、同一の学校理事会が管理できる学校数を3校以内と定めた。また同年、注目すべきことに、可能な場合には学校理事会に2名の婦人の理事が含まれなければならないと定めた。

1887年の、ロンドン教育委員会内部の調査委員会報告書は、すでに学校理事の職務に全く関心失った人物が理事としてとどまっている場合がある、と指摘した。そこでロンドン教育委員会は、翌1888年、会議への出席率が3分の1以下の理事もしくは年3回学校訪問のできない理事はこれを解任する、と定めた³⁰⁾。

その後1892年に、学校理事会構成員数の下限と上限が、次のように定められた。

- (1) 1校を管理する学校理事会……………5～8名
- (2) 2校を管理する学校理事会……………8～12名
- (3) 3校を管理する学校理事会……………12～15名

翌1893年には、学校理事会の構成員の3分の1は、婦人の理事でなければならないとされた。学校理事会と婦人との関係は、こうして徐々に改善がはかられたが、学校理事の出身階層の問題は意識されていたであろうか。1892年の、ロンドン教育委員会内部の調査委員会報告書には、次のようなことが書かれている。

学校理事の適切な比率を労働者階級が占めるべきだという問題について、特にとりあげられた。ロンドン教育委員会の見解は、学校理事の選任にあたり考慮されるべきは、その人の職業や社会的地位であるよりはむしろ適性である、というものであった。本調査委員会は、現在の規則のもとで、労働者階級の望ましい人物を学校理事に任命することは可能であると解する。規則のうえでは確かにそのとおりであったが、学校理

事は、子どもが学校にいる間に学校を訪問しなければならなかっただし、多くの場合、昼間会議に出席しなければならなかっただ。こうした職務は、よほど暇のある者ではないととまらないわけで、労働者が学校理事に任命されるということは、現実にはまずなかった。他面において、多くの聖職者が学校理事に就任するということがしばしば生じた。そこで、1898年11月25日に、ロンドン教育委員会内部の School Management Committee は、次のことを決定した。

教育委員は、選出された地域の学校の理事を選任するにあたり、あるひとつの階級の影響力が優越的なものにならないように配慮しなければならない。

さて、校長の任命手続にはどのような変化が見られたであろうか。前述したように、当初の手続は、学校理事会がロンドン教育委員会に対し、校長候補者を推せんするというものであった。これに対しては、純粹に地方的な経験しかもたない学校理事では、人物の比較検討という面でも範囲が限られており、その責をよく果すことはできないという見解が強く存した。そこで、ロンドン教育委員会内部の調査委員会は、1887年に次のように勧告した³¹⁾。

- (1) 必要な資格を備えている教師は、リスト (Promotion list) に登録するよう周知されるべきこと。
- (2) 学校理事会は、このリストの中から校長候補者を推せんするよう要請されるべきこと。

このあいまいな勧告にもとづく措置は、ほとんど何らの実効もあげられなかった。そこでロンドン教育委員会は、1889年に、校長任命にかかる全権限を学校理事会から剥奪することを決定した。しかし当然のことながら、この決定に対して理事会側は強く抗議した。その結果、1890年に、ロンドン教育委員会はあらためて次のように決定した。

校長に欠員が生じた場合、広告し、志願者を募集する。応募者の名簿を、2人の学校理事の協力を得て、ロンドン教育委員会内部の小委員会において検討する。同小委員会は、候補者を3名にしほり、School Management Committee に報告する。同 Committee が最終決定を行う。

約100年後の今日でも、イギリスの校長の採用手続は、新聞や教育関係誌での広告によって始まる。そのロンドンでの起源は、上記のような事情による決定にあったわけである。

2年後の1892年には、上記決定が部分的に修正された。すなわち、小委員会が3名にしほった候補者のなかから、当該地域選出の教育委員が、1名を最終候補者と

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

して推せんすることとされた。校長の採用に関する“地域”的発言力が若干回復したわけである。

その後1898年には、小委員会に協力する学校理事の数が、2名から1名に減じられた。さらに1899年にも部分的に修正が加えられて、次のようにになった。

校長に欠員が生じた場合、広告し、志願者を募集する。応募者の名簿を、学校理事1人の協力を得て、ロンドン教育委員会内部の小委員会において検討する。同小委員会はまず候補者を7名選ぶ。ついで同小委員会はこの7名と面接したうえで、候補者を3名にしほる。この3名のなかから、当該地域選出の教育委員が最終候補者1名を選び、ロンドン教育委員会に報告し、承認を求める。

さて、校長ではない一般の教師 (assistant teachers) の採用手続はいかがであったろうか。当初の手続は、前述したように、学校理事会がロンドン教育委員会に対し、候補者を推せんするというものであった。この仕組は、その後も変化しておらず、本稿が依拠している1904年の最終報告書は、ロンドン教育委員会が教師を指名する (nominating) 学校理事会の権限に介入したこととはいまだかってない、と書いている³²⁾。しかし、重要な変化がなかったわけではなく、1899年に次の措置がとられた。

- (1) ロンドン教育委員会の視学官は、種々の教員養成カレッジへ出向して女子学生と面接し、教育委員会所管の学校の教員となる意思のある者でかつ適切な者の名簿を作成する。
- (2) このリスト (College List) に登載されている者がすべて教員として採用されてしまうまでは、学校理事会はこのリストのなかから指名しなければならない。
- (3) リストに登載された者でカレッジ卒業時に教員として採用されなかった者については、予備教員 (were placed on "Supply") として、教員に採用されるまでの期間一定の給与を支払うものとする。

この措置により、ロンドン教育委員会は、そうでなければ他の職業に就いてしまう学生を、教員として確保することができた。おいうちをかけるように、翌1900年には、学校理事会はカレッジ・リスト登載者を面接のため呼び出してはならない、という措置がとられた。ここにきて、学校理事会側の反発は一挙に強まった。面接なしに教師を選任しなければならなくなつたことに対する強い不満だけでなく、このまま放置しておくといづれは教師の選任が教育委員会の手中のものになつてしまつといふ危惧の念が広まったからである。これに対して教育委員会は、次のように説明した。

(1) 最後の学期の最中に、学校理事会がくりかえし学生に出頭を求めるることは、重要な学生の勉学に大きな支障となる。

(2) カレッジ・リストに登載される学生のはほとんどは、かって教育委員会管下の pupil-teacher であった者であり、カレッジにおける品行および学業成績とも全く申しぶんない者である。

こうした説明のうえで、ロンドン教育委員会は、1901年2月に最終的に次の方針を決定した³³⁾。

- (1) 視学官によるカレッジの訪問と面接は続ける。
- (2) これまでと同様、学校理事会による教員の選任は、カレッジ・リストからに限られる。
- (3) 学校理事会が面接のため学生を出頭させることを禁止していた規則はこれを緩和し、certificate examination の終了後は出頭を求めることができるとしてする。

これにより、1902年には、約600人の婦人教師がカレッジ・リストから採用された。そしてこの経験のうえに、1902年からは男子教師のためにも、同様なカレッジ・リストが作成されることとなったのである。

IV 教育過程

教育課程の問題に入る前に、視学官のことについて簡単にふれておきたい。ロンドン教育委員会の視学官は1872年に初めて1人置かれ、1885年には、平均出席者数285,807人に対し7名の視学官が置かれた。しかし、視学官の位置づけについては、当初からロンドン教育委員会の内部に意見のちがいがあった。Professor Huxleyに代表される一方の意見は次のとくであった³⁴⁾。

教育委員会は視学官を任命し、彼をして、学校で教えているすべての教科について、生徒および pupil teachers の試験をおこなわせ、また、教育委員会の設置した学校の規律および一般的効率について、適宜教育委員会へ報告させるべきである。重要なことは、政府による inspection を断念し、それを教育委員会の仕事とすることである。

これに対し、これも有力な委員である Mr. Mee や J. Rodgers は次のように主張した。

教育委員会の責任は学校を設置することであり、学校が真に効果的であるかを見るのは政府の責任であると信ずる。学校が効果的に運営されていると HMI によって確認されれば、教育委員会が再度確認する必要はない。

結局、双方の主張に含まれていること、すなわち、

- (1) 学校設置にかかる行政実務を分担すること

(2) 学校を観察し、評価し、報告すること
の2つが、視学官の現実の職務とされ、ロンドン教育委員会の視学官制度がスタートしたのであった。なお、このロンドン教育委員会の視学官と HMI の間には、何ら公的な関係は存在しなかった。

さて、ロンドン教育委員会は、政府との関係でいえば、全く自由にカリキュラムを作成するわけにはいかなかった。Public Elementary schools は、政府の定める Code に従って教育しなければならなかったからである。他方でロンドン教育委員会は、学校との関係でいえば、Code の範囲で特定のカリキュラムを作成し、それを所管の学校に強制するということはなかった。特定の教科の扱いについて指示することはあったが、各学校の具体的な時間割の作成は、あげて校長の自由と責任とした。そのことによる実績を背景に、選択教科の設定等の面では、かえって政府に影響を与え、政府をリードしたともいえるのである。

A 政府の教育内容政策

政府の Code は必修教科 (compulsory subjects) と選択教科 (optional subjects) から構成されている。1871年 Code の概略は次のとおりであった³⁵⁾。

1. 必修教科

- (1) 4才～7才の生徒については、特に教科の指定はなく、その年齢に応じた教授をおこなうこととされた。
- (2) 7才以上の子どもについては、読み方、書き方、算数が必修教科とされ、生徒は各自 examination を受けることとされた。女子についてはさらに、“Plain Needlework and Cutting Out”が必修とされた。

※ あらかじめ付記すれば、1890年に Drawing (男子のみ) が、1895年に Object lessons が、1895年に Suitable Occupations (1896年削除) が必修教科として追加された。

2. 選択教科

- (1) Standards IV～VI の生徒が対象である。
- (2) 試験に合格した生徒について special grant が与えられる。
- (3) 教科名は次のとおりである。
 - ① Geography
 - ② History
 - ③ Grammar
 - ④ Algebra
 - ⑤ Geometry

- ⑥ Natural Philosophy
- ⑦ Physical Geography
- ⑧ Natural Sciences
- ⑨ Political Economy
- ⑩ Languages

(4) その他、次の条件を満たす教科を選択教科とすることができる。

- ① Standards IV, V, VI の試験を受けるクラスにまたがって、段階的に教えられる教科であること。
- ② 視学官が、子どもの能力によく適合していると認めることができるものであること。
- ③ 本を読んで教えるといった内容ではなく、“Specific Subject of Instruction”と呼ぶにふさわしいものであること。

(5) 生徒は、選択教科を2教科まで受験することができる。

「歴史」や「地理」が必修教科とされていないこと、選択教科名は数多く並べられているが受験は2教科までとされていることが注目されよう。この選択教科は、1875年の Code 改訂により, “class” subjects と “specific” subjects に分けられた³⁶⁾。

1. クラス教科

(1) Standard I より上のクラスが下記のクラス教科のうち2教科について credital examination に合格すれば、補助金が支出されるとされた。

※ 1878年には、1教科について合格すれば補助金が支出されるとされた。

(2) この試験を受ける生徒の20%以上が Standard IV 以上の者でない場合は、補助金は半分に減額される。

※ この20%という数値は、次のように変化した。1876年10%, 1879年15%, 1880年20%。

(3) “class” subjects は次の教科とされた。

- ① Grammar
- ② History
- ③ Geography
- ④ Needlework

※ あらかじめ付記すれば、次の変動があった。

Elementary Science (1882年に追加)

English (1882年に追加。1890年まで、クラス教科を採用する場合は、必ず English を含まなければならないとされた。)

Drawing (1885年追加、1887年削除、1890年男子のみ必修)

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

Domestic Economy (1894年に追加)

Suitable Occupation (1895年に追加)

Object lessons (1895年に追加, 1898年削除)

2. 特別教科

(1) "specific" grant は、HMIによる試験に合格した Standard IV～VI の生徒個人あたりで支出されるとされた。

(2) "specific" subjects は次の教科とされた。

① Mathematics

② Mechanics

③ Latin

④ Animal Physiology

⑤ French

⑥ Physical Geography (1882年削除)

⑦ German

⑧ Botany

⑨ Domestic Economy (女子)

※ 後に次の教科が追加された。

English Literature (1876年追加, 1882年削除)

Chemistry (1882年)

Physics (1882年)

Principles of Agriculture (1882年)

Shorthand (1890年)

Bookkeeping (1890年)

この後の重要な変化は、機械的な補助金制度の修正―“出来高払制度”の廃止への道を徐々に歩んだことであった。

まず1882年に、従来からの fixed grant (各教科の試験に合格した生徒もしくはクラスについて一定額の補助金が支給される) に加えて、merit grants が導入された。これは、HMIによる優、良、可の3段階の学校評価に応じて補助金の額が異なるというものである。この学校評価にあたっては、次の点に留意するものとされた³⁷⁾。

1. Infants' department の場合

(1) 物体、自然現象、生命現象についての平易な授業が行われているか

(2) 適切で多様な職業についての平易な授業が行われているか

2. Upper department の場合

(1) 組織と規律

(2) 授業の中の知的要素

(3) 特に初等教科の授業の一般的な質

ついで1890年には、Senior Schoolsについて、次の措置がとられた³⁸⁾。

1. 生徒個人の試験成績にもとづく必修教科について

の補助金を廃止する。

2. あらたに、必修教科に関する生徒の学力について通じている視学官の勧告にもとづき、定額補助金を支出する。

3. そのため試験においては、校長は各 Standards の生徒をそれぞれ3組に分けること、視学官は読み方、書き方、算数の3教科をそれぞれ1組についてのみ試験するものとする。(いわば3分の1の抽出調査にしたわけである。)

ついで1892年に、“specific” subjectsに対する補助金は、試験に合格した生徒について支給するのではなく、受験した生徒について支給するとされた。この補助金に関してはさらに、1898年に、授業時数にもとづく補助金支給となった。つまり、試験とのかかわりは無くなつたわけで、中央政府が “specific” subjects をいかに重視していたかがうかがわれる。

他方、1894年には、全ての Infants' schoolsにおいて試験(examination)が廃止され、inspection が導入された。こうした経緯の上で、1900年に有名な block grant 制度が導入された。補助金は単純化され、“出来高払制度”が廃止され、同時に必修教科等について次のように定められた³⁹⁾。

1. Infants' schools については、次の授業が義務化された。

- ① Simple instruction in the Elementary Subjects
- ② Simple lessons on Common Things
- ③ Appropriate and Varied Occupations
- ④ Needlework for girls
- ⑤ Drawing for boys
- ⑥ Singing
- ⑦ Physical Exercises

2. Senior schools について

(1) 次の授業は一般的に義務化された。

- ① English
- ② Arithmetic
- ③ Drawing for boys
- ④ Needlework for girls
- ⑤ Geography
- ⑥ History
- ⑦ Common Things
- ⑧ Singing
- ⑨ Physical Exercise

(2) HMIの同意を得て、上記の必修科目のうち若干を除き、もしくは従来の specific subjects から若干を加えることができる。

- (3) Cookery, Laundrywork, Manual Training についての補助金制度を継続し、新たに Household Management について補助金を支出する。

B ロンドン教育委員会の教育内容政策

本稿が依拠しているロンドン教育委員会の最終報告書は、この時期の教育内容政策を次のように時期区分して特徴づけている。

第1期 1870～1885年

第2期 1885～1896年

第3期 1896～1903年

最初の期の特徴は、Huxley 委員会の報告書を基礎にして、必修教科の基礎固めに努力したことにあるとされる。同報告書は、1871年6月14日にロンドン教育委員会によって採択されており、その大要は次のとおりである⁴⁰⁾。

1. Infants' schools で教えられるべき教科は次のとおりとする。

- ① 1871年3月8日のロンドン教育委員会決定にもとづく「聖書」および「宗教と道徳の原理」
- ② 読み方、書き方、算数
- ③ 簡単な实物教授 (Object lessons)
- ④ 音楽と教練 (Drill)

2. Junior schools と Senior schools の場合

- (1) 必修教科を次のとおりとする。

- ① 1871年3月8日のロンドン教育委員会決定にもとづく「聖書」および「宗教と道徳の原理」
- ② 読み方、書き方、算数
- ③ Systematised Object Lessons (6年間にわたる Physical Science の初步教育。学芸局 <Science and Art Department> が実施する試験への導入として役立つ。)

- ④ The History of England

- ⑤ Elementary Geography

- ⑥ Elementary Social Economy

- ⑦ Elementary Drawing

- ⑧ Music and Drill

- ⑨ Senior Schools についてはさらに、

English

Grammar

Composition

The Principles of Bookkeeping

が追加される。

- ⑩ Senior Boys' Schools についてはさらに、
Mensuration

が追加される。

- ⑪ Girls' schools についてはさらに、
Plain Needlework and Cutting out
が追加される。

- (2) 個々の学校の理事会の裁量もしくはロンドン教育委員会の特別な裁量によって、必修教科以外の教科を加えもしくは加えないことができる。そうした随意教科 (discretionary subjects) の授業が、必修教科の効率的な教育の妨げになってはならない。随意教科は次のとおりとする。

- ① Domestic Economy
- ② Algebra
- ③ Geometry

上記以外の教科で、1871年の New Code で認められている教科は、ロンドン教育委員会の認可を得て、随意教科として採用することができる。

前述した政府の Code にくらべて、必修教科の範囲が広く、ロンドン教育委員会の積極的な姿勢がうかがわれる。しかし、上記報告書は政策文書として長期にわたり大きな影響を与えたが、学校現場ですぐそれが実現したわけでは、勿論なかった。1873年12月に終わる年度の Specific subjects の補助金の対象となった生徒は、わずかに次のとおりであったことからも、そのことは推察されよう。

Geography	150人
Grammar	70人
History	42人
Algebra	6人
Animal Physiology	2人

1885—1896年の第2期の特徴は、技術教科の重視ということであった。その背後には、一方で1879年に始まる深刻な不況、ドイツの競争力の急速な伸び、その結果としての政府の技術教育の重視という事情があり、他方で1870年以来ロンドン教育委員会の多数派を占めて来た人々が、1885年の選挙で敗北したという事情があった。そして、この時期の政策文書は、1887年3月31日に任命された特別委員会の報告書（翌1888年ロンドン教育委員会採択）であった⁴¹⁾。それは、Manual Work, Mechanics, Mechanical and Geometrical Drawing, Science 等の教育の重視、そのための施設の整備、担当教員の現職教育のために専門家を採用すること、Science 教育の振興のために視学官を追加任命すること、等を勧告するものであった。

この時期でいまひとつ注目すべきことは、技術教育の重視といつても具体的にどのような教科が可能かといふ

イギリス1870年初等教育法の展開(三)

面で、ロンドン教育委員会が中央政府に影響を与えたことである。例えば、Manual Training (for boys) という教科をロンドン教育委員会が採用したのは1885年であり、教育局が Code にとり入れたのは1890年であった。Laundrywork についてはそれぞれ1889年と1890年、Hand and Eye Training についてはそれぞれ1890年と1895年というぐあいであった⁴²⁾。

第3期の特質は、いまでもなく block grant 制の導入——“出来高払制度”の廃止と結びついた、次のごとき教育政策理念であった。すなわち、一般教育についても技術教育についても必要なことは、いたずらに教科の種類を増やしたり、増やすことを奨励することではなくて、学校のカリキュラムの全体構造を適切に調整することである。

こうした政策理念にもとづき、第3期には次のごとき措置がとられたとされている⁴³⁾。

1. Cookery, Laundrywork, Housewifery は “Domestic Economy” の授業の中に統一された。
2. Object Lessons は、Elementary Science との調整が図られ、あるいはそれにとってかわられた。
3. 多くの学校では、specialized sciences の授業のかわりに、General Science Course がとり入れられた。
4. 地理および歴史の授業に特別な関心が払われるようになった。
5. 1898年以降、毎年1度、校長協議会が開催されるようになった。

以上は、3つの時期の政策の特徴とその概略である。こうした大きな流れの中で、学校では実際にどの教科の授業がおこなわれ、どのくらいの生徒が出席し、試験に合格した生徒はどの位いたのであろうか。これらの点については、次の機会に紹介することとする。

* * *

本稿は、ロンドン教育委員会の活動内容の把握——同委員会最終報告書の紹介を目的としているが、分量的にみてまだ最終報告書の半分にも達していない。しかし今日が、編集委員会の定めた原稿締切日であり、締切日は守られねばならない。次の機会に残りの部分を紹介するとともに、先行研究の見解とあわせて、ロンドン教育委員会のイギリス教育行政史における評価ないし位置づけの問題をとりあげる予定である。それは1870年初等教育法の評価と不可分であり、イギリス教育法制史研究に不可欠の作業と考えるからである。

最後に、貴重な史料を自由に利用させてくださった早稲田大学の鈴木慎一教授に、記して謝意を表したいと思う。

(1983年10月7日)

《注》

- 1) P. H. J. H. Gosden 1966 *The Development of Educational Administration in England and Wales*, Basil Blackwell, p. 134
- 2) Final Report of the School Board for London, 1904, p. 2
- 3) Ibid., p. 2
- 4) 1870年初等教育法別表第五により、首都は10の区域に分けられた。
- 5) Final Report of the School Board for London, 1904, p. 6
- 6) Ibid., pp. 10~11
- 7) Ibid., p. 8
- 8) Ibid., pp. 9~10
- 9) Ibid., p. 14
- 10) *The Development of Educational Administration in England and Wales*, p. 136
- 11) Final Report of the School Board for London, 1904, p. XV
- 12) Ibid., p. 11
- 13) Ibid., p. 12
- 14) Ibid., p. 15
- 15) Ibid., p. 17
- 16) Ibid., p. 17
- 17) Ibid., p. 20
- 18) Ibid., p. 30
- 19) Ibid., p. 34
- 20) Ibid., pp. 73~77
- 21) Ibid., p. 35
- 22) Ibid., p. 79
- 23) Ibid., p. 80
- 24) 正確には、ロンドン教育委員会内の School Management Committee であるが、当時同委員会は全教育委員が構成員であった。
- 25) Ibid., p. 48
- 26) Final Report of the School Board for London, 1904, p. 82
- 27) Ibid., p. 82
- 28) Ibid., p. 83
- 29) Ibid., p. 84
- 30) Ibid., p. 85
- 31) Ibid., p. 86
- 32) Ibid., p. 86
- 33) Ibid., p. 87
- 34) Ibid., p. 88

東京大学教育行政学研究室紀要 第4号 1983年

- 35) Ibid., p.91
- 36) Ibid., p.92
- 37) Ibid., p.92
- 38) Ibid., p.93
- 39) Ibid., pp.93~94
- 40) Ibid., pp.94~95
- 41) その内容は96~98頁に詳しく紹介されている。
- 42) Ibid., p.98
- 43) Ibid., p.98